

# 「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(兵庫県指定第2872300096号)

当施設は、ご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1 施設経営法人

- |                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 法人名         | 社会福祉法人 秀楽会                        |
| (2) 法人所在地       | 兵庫県三木市別所町興治1588番地                 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL:0794-83-6767 FAX:0794-83-6768 |
| (4) 代表者氏名       | 理事長 村岡 亨 祐                        |
| (5) 設立年月日       | 平成2年3月23日                         |

## 2 ご利用施設の概要

- |              |   |             |      |
|--------------|---|-------------|------|
| (1) 建物の構造    | 鉄筋コンクリート造   | 2階          |      |
| (2) 建物の延べ床面積 | 4,399.15㎡   |             |      |
| (3) 併設事業     | 事業の種類   | 兵庫県知事の事業者指定 | 利用定数 |
|              | 通所介護  | 2872300245  | 25人  |
|              | 短期入所生活介護  | 2872300096  | 14人  |
| (4) 施設の周辺環境  | 空調設備が整っているので、外部からの騒音はほとんどなく、南側は空地が広く、日当たりも良い環境です。 |             |      |

## 3 ご利用施設

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定<br>兵庫県2872300096号   |
| (2) 施設の目的 | 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（ご利用者）が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。<br>この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム しゅうらく苑   |

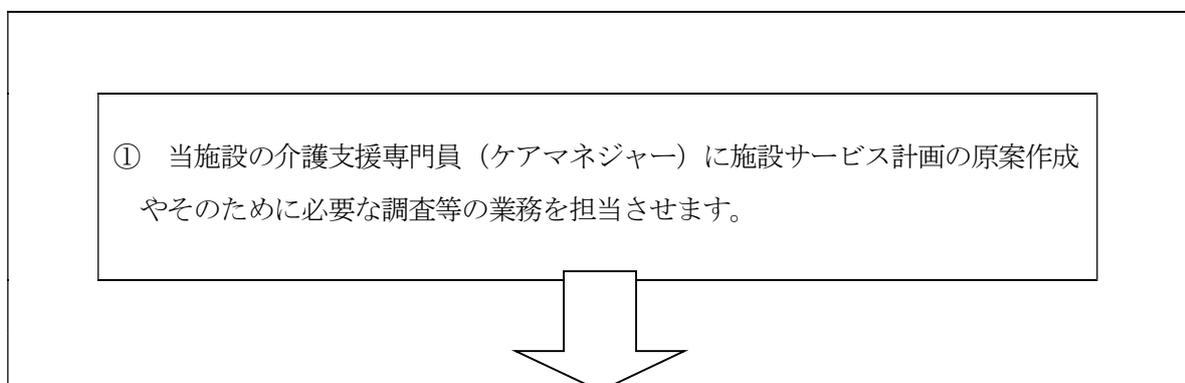
- (4) 施設の所在地 兵庫県三木市別所町興治 1588 番地
- (5) 電話番号及びFAX番号 TEL:0794-83-6767 FAX:0794-83-6768
- (6) 施設長(管理者)氏名 上山秀美
- (7) 当施設の運営方針
- ア 親切と真心で優しく楽しく安心できる介護サービスを提供します。
  - イ ご利用者の尊厳を守り、プライバシーの配慮に努めます。
  - ウ 個性を尊重し、健康状態に合わせた生活・自立支援に努めます。
  - エ 明るい笑顔でご利用者に満足して頂けるよう努めます。
- (8) 開設年月 平成2年4月1日
- (9) 定員 106人

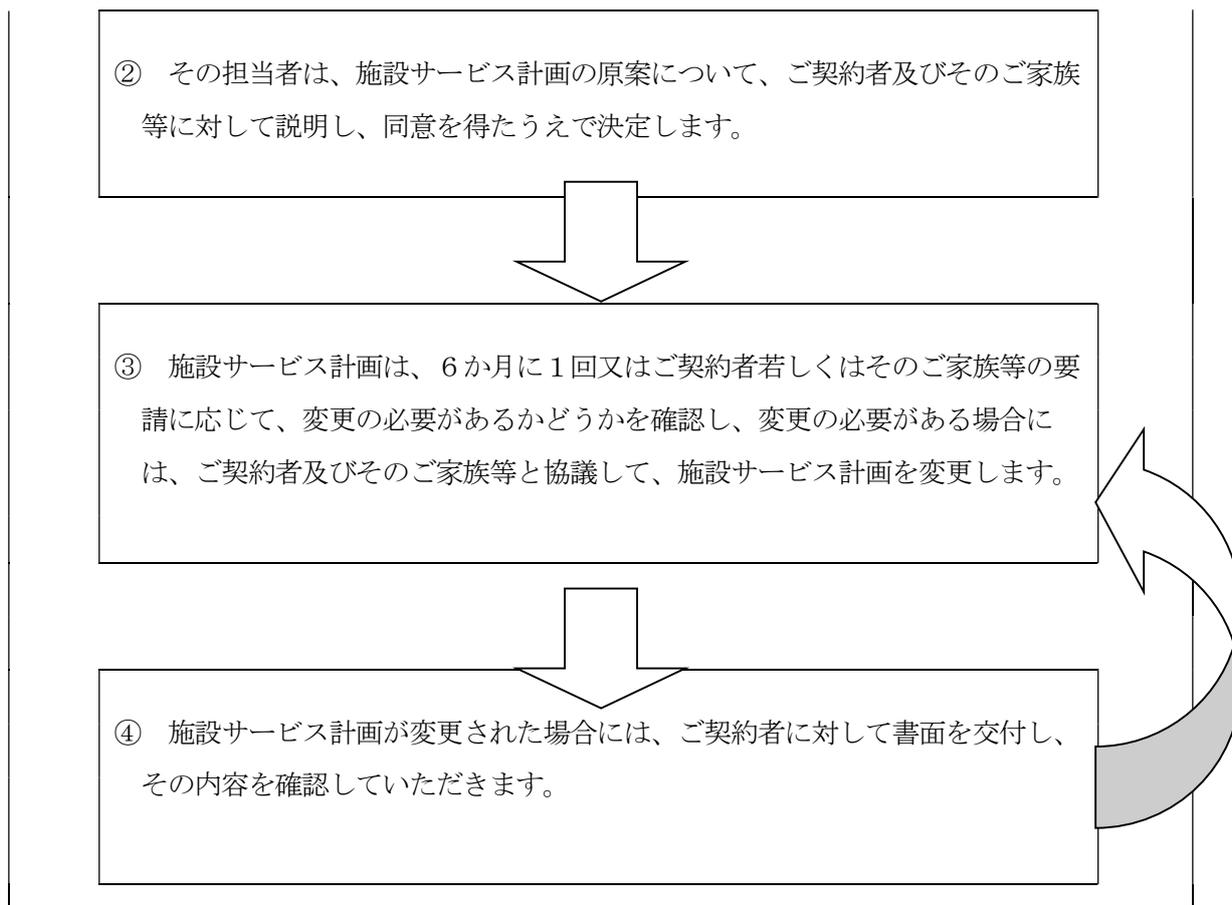
#### 4 施設利用対象者

- (1) 当施設に入苑できるのは、原則として介護保険における要介護認定の結果、「要介護3」から「要介護5」と認定された方が対象となります。また、入苑時において前記の認定を受けておられる入苑者であっても、将来当該介護区分認定者でなくなった場合には、退苑していただくことになります。
- (2) 入苑契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。
- 上記(1)及び(2)のような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

#### 5 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入苑後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次のとおり行います。(契約書第2条参照)





## 6 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室、設備をご用意しています。

入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	16室	1F：2室、2F：14室（トイレ、洗面無し）
多床室（4人部屋）	26室	1F：23室、2F：3室（トイレ、洗面一部無し）
合計	42室	1人当たり面積平均：10.17㎡
食堂	1室	（ダイルーム兼用、他2室あり）
機能訓練教室	2室	〔主な設置機器〕 歩行平行棒他10数点
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・一般浴
静養室	2室	東館：1室、西館：1室
感染予防室	2室	西館：2室
医務室	2室	東館：1室、西館：1室

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に係る料金は、以下のとおりとします。

居室別料金表

居室の別	居 住 費
従 来 型 個 室	1, 2 3 1 円
多 床 室	9 1 5 円

## 7 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員（常勤換算）	指定基準
(1) 施設長（管理者）	1名	1名
(2) 生活相談員	2名	2名
(3) 介護職員	42名	37名
(4) 看護職員	6名	3名
(5) 機能訓練指導員	1名	1名
(6) 介護支援専門員（生活相談員兼任）	2名	2名
(7) 医師	嘱託（非常勤）1名	必要数
(8) 管理栄養士	1名	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週当たりの延べ勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
(1) 医 師	毎月第2・第4水曜日 13:00～16:00
(2) 生活相談員	月～金曜日 9:00～17:30 2名
(3) 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝A' : 6:30～15:00 3名 早出A : 8:00～16:30 4名 日勤B : 9:00～17:30 7名 遅出B' : 10:30～19:00 6名 夜勤C : 17:00～ 9:15 5名
(4) 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤B : 9:00～17:30 3名
(5) 機能訓練指導員	月～金曜日 9:00～17:30 1名

※ 土、日曜日は、上記と異なります。

### 〈配置職員の職種〉

- 生活相談員…………… ご契約者の日常生活の相談に応じ適宜生活支援を行います。  
2名の生活相談員を配置しています。
- 介護職員…………… ご契約者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談、助言を行います。  
3名の入苑者に対して1名の介護職員（看護職員を含む。）を配置しています。
- 看護師…………… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。  
120名の利用者に対して、合計40名以上の介護職員と看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員…………… ご契約者の機能訓練を担当します。  
1名の機能訓練指導員を配置しています。
- 介護支援専門員…………… ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。  
生活相談員を兼任しています。2名の介護支援専門員を配置しています。
- 医 師…………… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。  
嘱託（非常勤）医師1名を配置しています。

## 8 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ① 利用料金が、介護保険から給付されるもの
  - ② 利用料金の全額をご契約者にご負担いただくもの
- があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割から7割）が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ア 食 事

- ・当施設では、管理栄養士が作成する献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 8：00から 昼食： 12：00 から 夕食：18：00から

##### イ 入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

## ウ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

## エ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

## オ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・年2回定期的に血液検査を行うとともに、年1回胸部レントゲン検査を実施します。  
胸部レントゲン検査の結果精密検査が必要となった場合は、健康保険での受診となります。
- ・入苑時には血液検査を行います。（入苑時の血液検査料のみ自己負担をお願いします。）

## カ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。  
清潔で快適な生活を送っていただくために、適切な整容が行われるよう援助します。

## キ 定例行事及び全員参加のレクリエーション

### 〈サービス利用料金（1日当たり）〉（契約書第6条参照）

別表の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

別表の要介護度別サービス利用料金には、

個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位/日
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位/日
看護体制加算（Ⅱ）	8 単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	16 単位/日
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 単位/月
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 単位/月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位/月
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（単位数合計の14%）

が含まれています。

利用料金は、1 単位当たり 10.14 円を乗じて算定し、ご利用者のご負担はその 1 割から 3 割の額となります。

- ※ 新規入苑された場合又は 30 日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合には、最初の 30 日間については、初期加算として別途 1 日当たり 30 単位を算定します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者のご負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ア 契約者が使用する居室料

ご契約者が使用される従来型個室、多床室を提供します。

利用料金：居室に係る料金は、居室の概要での居室別利用料金表による

#### イ 契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：1日当たり1,700円（朝食＝350円、昼食＝700円、夕食＝650円）

#### ウ 理髪・美容

理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回当たり2,000円

#### エ 貴重品の管理

ご契約者のご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下のとおりです。

(ア) 管理する金銭の形態 施設の指定する金融機関に預けられている預金

(イ) お預かりするもの 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

(ウ) 保管管理者 施設長

(エ) 出納方法 手続の概要は以下のとおりです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを3か月ごとにご契約者へ交付します。

(オ) 日常生活品、お小遣い、理髪サービス、喫茶支払い金、お菓子、果物、雑貨品、飲み物、旅行等の自己負担金等の支払いのため、必ず預金通帳管理をさせて戴きます。

(カ) 当苑がお預かりしている預金通帳にはカード発行は致しません。

(キ) 利用料金：1か月当たり1,000円

#### オ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

(ア) 主なレクリエーション行事予定 年間行事予定表（別紙）のとおり

(イ) クラブ活動 書道、コーラス、カラオケ等

#### カ 日常生活

(ア) 日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものの費用をご負担いただきます。

- (イ) 衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用は、代金の実費をいただきます。
- (ウ) おむつ代は、介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

**キ 契約書第 2 1 条に定める所定の料金**

ご契約者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。（1日当たり。居住費・食費も含む。）

ご契約者の 要介護度料 金	要介護度 1 10,000 円	要介護度 2 10,000 円	要介護度 3 10,000 円	要介護度 4 10,000 円	要介護度 5 10,000 円
---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

- ☆ なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、上表により計算した金額からその介護保険給付額を控除することとします。
- ☆ 経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までに説明いたします。

**(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）**

前記の利用料金及び費用は、毎月末に締め切り、その金額を計算したうえで、この金額を翌月 10 日までに通知、請求し、27 日（27 日が金融機関の休業日に当たる場合は翌日以降の営業日）に、契約者が指定した口座から引落しをさせていただきます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

**(4) 入苑中の医療の提供について**

医療を必要とする場合は、ご契約者のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療、入院治療を義務づけるものでもありません。

**ア 三木山陽病院**

- (ア) 所在地 三木市志染町吉田 1 2 1 3 の 1
- (イ) 診療科 内科・整形外科ほか

**イ ときわ病院**

- (ア) 所在地 三木市志染町広野 5 丁目 2 7 1
- (イ) 診療科 内科・整形外科ほか

**9 施設を退苑していただく場合（契約の終了について）**

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用していただくことができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当施設との契約は終了し、ご契約者に退苑していただくこととなります。（契約書第 15 条参照）

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が、自立、要支援又は要介護 1 若しくは要介護 2 と判定された場合
--

- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退苑の申し出があった場合（詳細は、以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退苑の申し出を行った場合（詳細は、以下をご参照下さい。）

**(1) ご契約者からの退苑の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16条、第17条参照）**

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退苑を申し出ることができます。その場合には、退苑を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退苑することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が、入院された場合
- ③ 事業者又はサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者又はサービス従事者が、守秘義務に反した場合
- ⑤ 事業者又はサービス従事者が、故意若しくは過失によりご契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者が、ご契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**(2) 事業者からの申し出により退苑していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）**

以下の事項に該当する場合には、当施設から退苑していただくことがあります。この場合、事業者は契約終了を希望する日の30日前までに、文書によりご契約者に通知するものとします。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況若しくは病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者からのサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者若しくはサービス従事者又は他のご利用者等の財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者の行動が、他のご利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご契約者が連続して3か月を越えて病院若しくは診療所に入院すると見込まれる場合又は入院した場合
- ⑥ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合又は介護療養型医療施設に入院した場合

※ 契約者が、病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

契約者が、当施設に入苑中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。

◆ **3か月以上の入院の場合**

当初から3か月以内の退院が見込まれ、実際に3か月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入苑することができます。

しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受入れ準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

また、料金については、入院の翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）の範囲内で、実際に入院した日数分で利用料金（1日当たり246単位）をご負担いただきます。

※ ご契約者のご同意を得て、居室をショートステイ等に変更した場合にはこの料金は不要です。

◆ **3か月以内の退院が見込まれない場合**

3か月を越えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。ただし、契約を解除した場合であっても3か月以内に退院された場合には、再び当施設に入苑できるよう努めます。この場合において、当施設が満室のときには、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できるように努めます。

◆ **3か月を越えて入院した場合**

3か月を越えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入苑することはできません。

(3) **円滑な退苑のための援助（契約書第19条参照）**

ご契約者が、当施設を退苑する場合には、ご契約者のご希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退苑のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。また、契約書第18条の事業者からの解除による退苑の場合にも、相応の努力をいたします。

- 病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

**10 身元引受人（契約書第22条参照）**

(1) 契約締結に当たり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入苑者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入苑契約締結に当たって、身元引受人の必要はありません。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきたご家族やご親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

ん。

(3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、ご契約者と連帯して、その債務の履行義務を負っていただくこととなります。また、このほかご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退苑する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退苑後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。

(4) ご契約者が入苑中に死亡された場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、高価品は除外します。）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行っていただく必要があります。

貴重品として、施設が預かっている物品及び金銭、預金通帳並びに有価証券その他高価品などは、残置品には含まれず、相続手続に従ってその処理を行っていただくこととなります。

また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入苑契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただくこととなります。

身元引受人が死亡し、又は破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

(5) 身元引受人が、ご希望された場合には利用料金の変更、施設サービス計画の変更等について、ご通知させていただきます。

## 1.1 苦情の受付について（契約書第25条参照）

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

ア 苦情受付（担当） 電 話 0794-83-6767

氏 名：河井 典子

職 名：生活相談員兼ケアマネジャー

イ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

ウ 第三者委員

氏 名：藤本 幸作

職 名：社会福祉法人秀楽会 評議員

連絡先：三木市別所町高木102番地

電話 0794-82-3520

FAX 0794-83-0270

エ 苦情解決責任者

氏 名：上山 秀美

職 名：施設長

※ 苦情の受付窓口は、受付担当者となります。

※ 第三者委員も直接苦情を受け付ける事ができます。

※ 第三者委員は、円滑な苦情解決を図るため双方への助言や話し合いへの立会などもいたします。

※ 苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 078-332-5617 078-332-5650 9:00~17:15 (月~金)
市 介護保険担当課	三木市役所 電話番号 受付時間	介護保険課 0794-82-2000 9:00~17:00 (月~金)
第三者委員	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	兵庫県三木市別所町高木102 0794-82-3520 0794-83-0270 9:00~17:00

## 1.2 サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けておられる要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、当該サービスの完結の日から5年間保管します。また、ご契約者のご請求に応じて閲覧に供し、又は複写物を交付します。
- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者並びに従業員は、サービスを提供するに当たって知り得たご契約者又はそのご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退苑のための援助を行う際に、情報提供を必要とする場合には、ご契約者のご同意を得て行います。

### 1 3 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入苑されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

#### (1) 持ち込みの制限

入苑に当たり、事業所が指定したもの以外は原則として持ち込むことができません。(別紙参照)

#### (2) 面 会

面会時間 9:00～19:00

※ 来訪者は、必ず面会簿に記入して下さい。

※ 来訪される場合、飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

#### (3) 外出・外泊(契約書第23条参照)

外出、外泊をされる場合は、2日前までにお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。ただし、外泊については、原則として最長で月7泊(月をまたがる場合は、最大で連続13泊)とさせていただきます。

#### (4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、前記8(1)(サービス利用料金表記載参照)に定める「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。

#### (5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条・第11条参照)

ア 居室及び共用施設並びに敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。

イ 故意に、又は僅かな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊し、又は汚した場合には、ご契約者のご負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ウ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

エ 当施設の職員や他の入苑者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

#### (6) 喫 煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### 1 4 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やそのご家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

### 1 5 損害賠償について(契約書第12条、第13条参照)

- (1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご契約者側に故意又は過失が認められる場合において、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各項目に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ア ご契約者（そのご家族、身元引受人等を含む。）が、契約締結に際し、ご契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- イ ご契約者（そのご家族、身元引受人等を含む。）が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ウ ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- エ ご契約者が、事業者又はサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設

説明者職名 生活相談員 河井 典子

私たちは、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住 所

氏 名 印

契約代行者

住 所

氏 名 印

(契約者との続柄 )

身元引受人 (注) 原則としてご家族の方とします。ご家族がどうしても身元引受人となれない場合には、立会人として、ご家族の立会いを求めることになります。

住 所

氏 名 印

(契約者との続柄 )

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所

氏 名 印

(契約者との続柄 )

立会人 (注) 身元引受人が、ご利用者のご家族でない場合には、この立会人はご家族の方になっていただきます。

住 所

氏 名 印

(契約者との続柄又は関係 )